

## エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局の公募に係る企画書審査の手順

### 1 企画書等審査委員会による審査

環境省地球環境局内に設置する「エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局の公募に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について審査を行う。

#### 企画書等審査委員会の構成

委員長	地球環境局 総務課	低炭素社会推進室長
委員	地球環境局 総務課	低炭素社会推進室室長補佐
	地球環境局 総務課	低炭素社会推進室係長

※委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）内の者を代理として出席させることができる。

### 2 企画書等の審査

(1) 「エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局の公募に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添3）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点
・優（十分満足できる）	5点	×2	×3
・良（満足できる）	3点		
・可（満足できるレベルよりやや劣る）	1点		
・不可（満足できない）	0点		

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を選定候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で選定候補者を選定する。

- ① 「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「優」の数と同数の場合は、「良」の数が多い者を選定候補者とする。
- ③ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を選定候補者とする。
- ④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定候補者を選定する。

### 3 選定候補者の確定

企画書審査委員会は、採点結果に基づき選定した候補者名及び審査経過を低炭素社会推進室長へ報告し、了承を得ることによって事務局運営事業者を確定する。